

## 勤務時間の短縮に伴う実務について Q&A

### ○ 年次有給休暇

1, 年次有給休暇の取得方法はどうなりますか。

1 日又は1時間の単位での取得となりますので、これまでの8分の〇や半日という単位は無くなります。

2, 勤務時間の割り振りが、8:30～17:00（休憩時間 12:30～13:15）の時に、午後 13:15 から終業時刻までの年次有給休暇を取得する場合はどうなりますか。

13:15～17:00 までの年次有給休暇の取得であれば、原則は1時間単位の取得となるので、これまで通り4時間の取得となります。

3, 年次有給休暇を分単位まで取得できる場合はありますか。

全ての年次有給休暇を消化する時に、分単位まで取得できます。（例 年休の残日数が1時間45分の職員から1時間45分の請求のあった場合。なお、1時間30分と翌日15分の請求はできません。）また、勤務時間の割り振りが7時間45分未満の時に、全ての勤務時間で年次有給休暇を取得するときは分単位まで認められます。（例勤務の割り振り変更により、勤務時間が3時間45分となり3時間45分の年次有給休暇を取得する場合）

4, 勤務時間の短縮に伴う平成22年1月からの年次有給休暇の換算方法はどうなりますか。

年次有給休暇の取得日数については、平成21年12月末日で一旦整理し、例えば20日と8分の3は、20日と3時間とします。その後、平成22年1月より年休の取得により、残日数及び残時間を1日7時間45分で運用します。

5, 休暇の累計計算はどのようになりますか。（例えば、平成22年1月8日に4時間、1月12日に4時間取得した場合のケース）

20日の年次有給休暇が付与されている者が、平成22年1月8日以降に4時間の年休を取得すると、残りは19日と3時間45分となります。さらに、1月12日に4時間の年休の取得により、残りは18日と7時間30分となります。

○ 勤務時間の割り振り

6, 勤務時間の短縮に伴う勤務時間の割り振りはどのようになりますか。

勤務時間の割り振りは、各市町村教育委員会及び各学校長において適切に設定されることとなります。その際には、学校の特性や地域の実情に応じつつ、保護者や地域住民の理解を得られる割り振りが望まれます。

○ 週休日の振り替え

7, 週休日の振り替えはどのようになりますか。

週休日の振り替えは、1日又は4時間で行うこととなります。ただし、4時間の振り替えを前提として、3時間45分の振り替えをすることにより、1日の週休日とすることができます。(例、土曜日(4時間勤務) + 日曜日(3時間45分勤務) → 月曜日(7時間45分の週休日))

8, 週休日の振り替えが年をまたぐことは可能ですか。

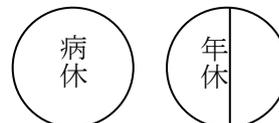
望ましくありません。今回の制度改正は1日の勤務時間を変更するものであり、同一制度上で振り替えをすることが望ましく、勤務することを命ずる必要がある起算日の4週間前から振り替えができることから、年をまたぐことなく振り替えを行ってください。(21高教政第1194号通知済)ただし、来年度以降については、同一制度となるため可能です。

○ 出勤簿

9, 出勤簿の記載方法はどのようになりますか。

出勤簿への記載については、終日用務の場合は○の中に用務内容を記載し、時間単位での用務は○を二等分し、左に用務内容を右に時間を記録してください。

(例 3時間の場合は 3:00)



○ 休暇簿

10, 休暇簿の変更はありますか。

県立学校については、出勤簿及び休暇簿を変更する予定はありません。

1 1, 休暇簿の日数及び時間の標記はどのようにすればよいですか。

本制度施行に伴い、県立学校では下記の標記とします。(なお、前年に与えられた年休の日数は制度施行前の 12 月 31 日までを上段に、1 月 1 日以降を下段に記載します)

前年に請求できた 年休の日数	前年に与えられ た年休の日数	年休の残日数	繰り越 し日数	本年に請求できる日 数
40 日	5 日 2 日 3:00	32 日 4:45	20 日	40 日

なお、その他の標記欄についても例えば 10 日と 3 時間 45 分の場合、10 日 3:45 と標記します。また、年次有給休暇の残日数計算は、上記例であれば 12 月 31 日時点で  $40 \text{ 日} - 5 \text{ 日} = 35 \text{ 日}$   $35 \text{ 日} - 2 \text{ 日} - 3 \text{ 時間} = 32 \text{ 日と } 4 \text{ 時間 } 45 \text{ 分}$  というように、12 月 31 日時点で一旦残日数及び時間を整理し、新制度を運用してください。

○ その他

1 2, 事務職員、栄養職員等で週休日の同一週外への振替を行った場合に生じる時間外手当(25/100)の計算はどうなりますか。

運用としては、従来と変更はありません。職員の給与の支給等に関する規則第 8 条第 2 項にあるように、その月の勤務した時間数を合計し、1 時間未満の端数については 30 分以上の時に 1 時間とし、30 分未満の時は切り捨てます。